

7月は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

国民健康保険税

☎ 保険年金課 ☎ (55)7119

国民健康保険税は、ご加入いただいている方全員の前年中の所得および人数をもとに計算し、毎年7月に世帯年税額を決定します。その年税額を第1期から第9期に振り分けて賦課させていただきます。ただし、特別徴収（年金からの天引き）の方は、4・6・8月分を差し引いた残りを、10・12・翌年2月分に振り分けて賦課させていただきます。

また、今年度より未就学児の被保険者に係る国民健康保険税の均等割額について、5割の減額がされます。

納税通知書の内容についてご確認ください。

	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	課税限度額 (円)
医療給付費分	6.0	22,000	22,000	650,000
後期高齢者支援金分	1.8	8,000	6,000	200,000
介護納付金分 (*)	1.3	8,000	6,000	170,000
合計	9.1	38,000	34,000	1,020,000

◎保険税の納付方法について

- ①普通徴収（納付書・スマホ決済・口座振替）
※6月中に口座振替を申し込まれた方は、9期までの納付書が同封されている場合があります。
- ②特別徴収（年金からの天引き）
- ③普通徴収および特別徴収（10月から年金天引き開始）

◎保険税の算出方法

保険税は所得割額・均等割額（×国民健康保険加入者数）・平等割額（×1世帯）の合計です。

※所得割額：（前年中の所得－基礎控除額：430,000円）×表中の税率（%）

(*) 40歳以上65歳未満の方のみ

後期高齢者医療保険料

☎ 愛知県後期高齢者医療広域連合 ☎ 052(955)1223
☎ 保険年金課 ☎ (55)7119

後期高齢者医療保険料は、被保険者本人の前年所得をもとに計算します。

◎保険料の納付方法について

- ①特別徴収（年金からの天引きによる納付）
- ②普通徴収（納付書または口座振替による納付）
- ③普通徴収および特別徴収

納付方法は3種類あります。ご自身の納付方法は、保険料決定通知書に付属の「納入通知書」でご確認ください。

※「納付書」が同封されている方は、口座振替になっておりません。納付書での納付をお願いします。

◎保険料の算出方法

保険料は①所得割額と②均等割額の合計です。（上限は66万円です）

①所得割額＝賦課のもととなる所得金額（※）×所得割率（9.57%）

②均等割額＝49,398円

※賦課のもととなる所得金額＝前年（令和3年）中の総所得金額－基礎控除額

※基礎控除額は、合計所得金額に応じて右記のとおりとなります。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

職場の健康保険などの被扶養者だった方について

これまで職場の健康保険などの被扶養者であった方（元被扶養者）は、保険料の被保険者均等割額を加入から2年を経過する月まで5割軽減されます。なお、すべての元被扶養者の方に所得割を課しません。

◎所得の低い世帯の方の保険料の軽減について

被保険者均等割額の軽減（一人当たり軽減額）

世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計に応じて、被保険者均等割額を下記のとおり軽減します。

対象者の所得要件（世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得（※1）の合計額）	均等割の軽減割合
43万円以下の世帯 （世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等（※2）が2名以上いる場合には43万円＋{10万円×[給与所得者等の人数－1]}以下の世帯）	7割（34,579円軽減）
43万円＋（28.5万円×被保険者数）以下の世帯 （世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等が2名以上いる場合には43万円＋{28.5万円×被保険者数}＋{10万円×[給与所得者等の人数－1]}以下の世帯）	5割（24,699円軽減）
43万円＋（52万円×被保険者数）以下の世帯 （世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等が2名以上いる場合には43万円＋{52万円×被保険者数}＋{10万円×[給与所得者等の人数－1]}以下の世帯）	2割（9,880円軽減）

※1 65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

※2 「給与所得者等」とは、①給与所得を有する方（給与収入が55万円を超える方）または、②公的年金等にかかる所得を有する方（前年の12月31日現在65歳未満で当該公的年金等の収入金額が60万円を超える方、前年の12月31日現在65歳以上で当該公的年金等の収入金額が125万円を超える方）をいいます。